

第 11 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 27 年 11 月 19 日 (木) 午後 2 時 00 分

場 所 津市久居庁舎 3 階 大会議室 3

出席部会委員 ^{いとう}25伊藤 ^{たけのり}武則・^{いなば}26稲葉 ^{かずひさ}和久・^{おおい}27大井 ^{かずし}一司・^{すずき}28鈴木 ^{てるまさ}照正
^{たぐち}29田口 ^{よしのり}慶則・^{もろと}30諸戸 ^{よしあき}善昭・^{たなか}32田中 ^{たけつぐ}竹次・^{もりやま}33守山 ^{たかゆき}孝之
^{いけだ}35池田 ^{まさし}昌司・^{いたに}36井谷 ^{いさお}功・^{きしの}37岸野 ^{たかお}隆夫・^{なかがわ}38中川 ^{かずお}和雄
^{ふじた}39藤田 ^{たけし}武・^{ゆうき}40結城 ^{しんぞう}晉三・^{なかに}47中谷 ^{ひでや}秀也

以上 15 名

欠席部会委員 ^{うえかわ}31上川 ^{ひろふみ}洋文・^{かたおか}42片岡 ^{まさいく}眞郁

出席部会員外委員 ^{あさい}34浅井 ^{きそお}競

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 奥野事務局長・鈴木事務局次長・大原主査

総合支所 久居：加賀担当副主幹 一志：片山担当主幹 白山：前田担当副主幹
美杉：前山主査

議事録署名者 ^{たなか}32田中 ^{たけつぐ}竹次・^{なかに}47中谷 ^{ひでや}秀也

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
 報告第 4 号 時効取得による所有権の移転について
 報告第 5 号 農業生産法人の新規登録について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 (農業委員会許可・所有権移転)
 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 (農業委員会許可・使用貸借)

議案第 5 号 非農地証明願について
 議案第 6 号 農地法経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定
 について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第11回第2農地部会を開会させていただきます。 本日の欠席委員は、片岡委員と上川委員です。よろしくお願いいたします。 それでは、議事録指名者を私のほうから指名させていただきます。 32番 田中委員、47番 中谷委員、よろしくお願いいたします。 まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第5号につきまして、事務局から一括して報告をお願いします。事務局、よろしくお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページから10ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から54で、10ページになりますが、合計で、件数は54件、面積は203,535㎡、この内訳としまして、田で202,696㎡、畑で839㎡、でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。 なお、4ページ、番号23から、事由欄に中間管理機構とありますのは、今回、合意解約をしたうえで、中間管理機構との契約が提出されるものです。 11ページから13ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1から5で、13ページをお願いします。 合計で件数は5件、面積は25,500.02㎡で、その内訳は田が19,887㎡、畑が5,613.02㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。 14ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1、駐車場用地の1件で、面積は畑で244㎡でございます。 15ページをお願いいたします。 報告第4号 時効取得による所有権の移転について でございます。 番号1、権利者 _____、申請地合計面積、9.98㎡、取得年月日、昭和54年10月18日でございます。 番号2、権利者 _____、申請地合計面積、11㎡、取得年月日、昭和54年10月18日でございます。 番号3、権利者 _____、外1名、申請地合計面積、12㎡、取得年月日、昭和54年10月18日でございます。 いずれの案件につきましても、権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の農地として維持管理しており、取得時効が完成しております。 16ページをお願いいたします。 報告第5号 農業生産法人の新規登録について でございます。 番号1、(株)_____、主たる耕作物は水稻、肥育牛、耕作面積は、田で</p>

1. 2 ha です。

この案件につきまして、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしているものと判断されます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局からの報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事 務 局

17ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区久居、受人 _____、面積6,557㎡、渡人 _____、面積6,557㎡ 申請地 久居明神町風早_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,014㎡外7筆、合計面積5,147㎡です。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区久居、受人 _____、面積6,557㎡、渡人 _____、面積5,039.58㎡ 申請地 久居明神町風早_____、台帳地目・現況地目とも田、面積145㎡。

これにつきましては、受人の耕作地に隣接する申請地を渡人から譲り受けるものです。

番号3、地区栗葉、受人 _____、面積13,201㎡、渡人 _____、面積780㎡ 申請地 久居一色町鴻野_____、台帳地目田、現況地目畑、面積71㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため耕作が不便である渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区栗葉、受人 _____、面積8,280㎡、渡人 _____、面積14,277㎡ 申請地 久居一色町馬屋敷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積459㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区川合、受人 _____、面積6,103㎡、渡人 _____、面積5,446.61㎡ 申請地 一志町片野北浦_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積203㎡。

これにつきましては、受人は、耕作が利便であることから、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号6、地区川合、受人 (有)_____取締役_____、面積871,640.98㎡、渡人 _____、面積5,446.61㎡ 申請地 一志町片野烏田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積3,786㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区高岡、受人 (株)_____代表取締役_____、面積12,61

0㎡、渡人 _____、面積10,021㎡ 申請地一志町高野上ヶ土____、台帳地目・現況地目とも田、面積2,141㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区家城、受人 _____、面積62,498㎡、渡人 _____、面積4,301.8㎡ 申請地 白山町藤西山____、台帳地目・現況地目とも田、面積2,174㎡外1筆 合計面積3,437㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

18ページをお願いします。

番号9、地区川口、受人 _____、渡人 _____、面積5,785㎡ 申請地白山町川口黒木____、台帳地目・現況地目とも田、面積2,331㎡外10筆 合計面積5,785㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、新規に営農するものです。

以上、件数は9件で、合計面積は21,174㎡、この内訳は、田が18,387㎡、畑が2,787㎡でございます。

いずれの案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたが、現地に立ち合っただきました地元委員のご意見をお伺いいたします。1番、2番お願いします。

大井委員 27番、大井です。1番、2番説明させていただきます。13日に地区委員と現地確認させていただきました。

1番につきまして、渡人の_____さんの孫に当たるのが、譲受人になると思います。この譲受人は、学生時代から弟さんと、いつも耕作の手伝いをやってみえました。場所は、_____号線沿いに_____がありますけど、その裏に大きな_____があって、その東側が、字名で、_____という集落ですけど、その_____の集落の周りがある田んぼで、大きくは高速道路から東側が、____、_____の集落の南側にあるのが、_____とか_____、集落の裏側にある田んぼが_____というところになります。特に、何も問題ないと思います。

2番につきましても、譲受人の_____の土地の隣にある高速道路の敷地としてとられた田で、突き当たりは台形で、ロータリーの幅の1.5mもないぐらいの田んぼです。それで、この_____さんのところがもう耕作をできないということで、譲られたと思います。1番、2番、特に問題がないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長 わかりやすく説明してもらってありがとうございます。3番、4番お願いします。

鈴木委員 28番、鈴木です。

これも11月13日に、地元委員と事務局で現地確認に行っていました。3番、4番、説明させてもらいます。3番につきましては、場所は、_____沿いに_____がありまして、それから北へ2キロぐらい行きます。ちょうど_____、_____の境ぐらいになります。その東側にある土地で、新しく道路がついて、その残地で、その隣の_____さんが、こちらのほうで、たくさん土地を持ってみえるということで、残地を処分されたような感じでございます。

4番は、_____南へ約1キロ、_____がありまして、その北側、以前、_____あった、その隣でして、この_____さんと_____さんは親戚関係で、3号議案のほうで、また出てきますが、両件とも、問題はないかと思われまますので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。5番、6番、お願いします。

田中委員 32番、田中です。13日に、午後、地区委員と事務局で現地を確認いたしました。場所につきましては、_____線の_____の北西に当たるところでございます。内容については事務局説明どおりですのでよろしくお願いいたします。

6番ですが、これにつきましては_____の南側、_____の中間ごろというところでございます。これについても、問題ないと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

それから、7番の高岡ですが、これは、_____の_____の西側400mほどのところで田があるようなところでございました。そこで前川さんが耕作をされるということで、問題ないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。8番、お願いします。

浅井委員 34番 浅井です。8番について説明をいたします。13日午後から事務局1名、地元委員3名で、現場の確認を行いました。場所は、_____という田んぼの場所は、_____という集落に信号があります。その信号から西側へ約300m行ったところに、_____という_____があります。その西に_____があり、その_____の間に申請地がございます。

もう一つ_____という場所は、_____の傍に、_____という_____が湧いていますが、そこから_____に沿って、西側約300m上ったところが現地でございます。譲り受けられる_____さんは、地元の認定農業者ということで従来どおり耕作をされる、水稻をされることでございます。何ら問題ございません。

議長 はい、ありがとうございます。9番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。13日午後から、地区委員、事務局で現地を回ってまいりました。_____さんのこの場所につきましては、_____線から_____へ入る手前のところで、_____がありまして、そこから50mぐらい行ったところの西側と、それから、_____という川がありまして、その南側のところですか。それから、畑につきましては、_____の入り口と反対の方向へ曲がっていただきますと、すぐに50mぐらいで、ガラス温室が建っております。こ

れも使われておらず、ボロボロになっているわけですがけれども、その傍に、点在しているということでございます。事務局の説明どおり、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 19ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区八ッ山、申請者 _____、申請地白山町山田野桑原_____、台帳地目・現況地目とも田、面積589㎡のうち44㎡です。

これにつきましては、隣接する自家用車の駐車場が手狭であることから申請地の一部を駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数はこの1件で、この案件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、現地に立ち合っただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。先ほどと同様、地区委員、事務局で現地を回ってきました。現地につきましては、_____から県道を通りまして、_____のほうに向いていく途中で、_____というのがありまして、その右側に_____、そののちよつと_____寄りの左側にあります。何ら問題がないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。

引き続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 20ページ、21ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 新家町東畑 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積66㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、畑への進入用道路とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地久居一色町馬屋敷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積297㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地稲葉町上鴻野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,234㎡外1筆 合計面積1,769㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、700㎡、転用面積の40%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区波瀬、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬岩垣内 _____、台帳地目畑、現況地目宅地、面積162㎡外1筆 合計面積355㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。

なお、申請地には、50年以上前に住宅が建築されており、渡人から始末書が提出されておりますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区波瀬、受人 _____、渡人 _____、申請地一志町波瀬川原出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積280㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、自家用車の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区波瀬、受人 _____、渡人 _____、申請地一志町波瀬若柚 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積396㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区川合、受人 _____、渡人 _____、申請地一志町片野北浦 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積304㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用

地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区川合、受人 _____、渡人 _____外1名、申請地一志町八太中野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積212㎡外1筆 合計面積731㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、326.14㎡、転用面積の44%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区川合、受人 _____、渡人 _____外1名、申請地一志町小山中野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積439㎡外1筆 合計面積839㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、349.44㎡、転用面積の41%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区奥津、受人 _____、渡人 _____、申請地美杉町奥津西ノ手_____、台帳地目・現況地目とも田、面積855㎡、21ページになりますが、外1筆で合計面積940㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、341.2㎡、転用面積の36%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は10件、合計面積は5,977㎡、この内訳は、田が940㎡、畑が5,037㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。以上、説明がありましたが、立ち合っていただきました地元委員のご意見をお伺いいたします。1番、お願いします。

田口委員 29番 田口です。13日に現地確認させていただきました。場所は、_____と_____、_____すぐ前で、田1枚挟んで奥に畑があるため、畑への道がないのでということで、申請地を購入し、ここに道をつくりたいということです。あとは、事務局の説明どおりです。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。2番、3番、お願いします。

鈴木委員 28番、鈴木です。

2番、3番、説明させていただきます。2番は、1号議案で説明させてもらった現地と同じところ。_____の孫さんです。内容としては事務局の説明どおりです。

3番は、午前中に地元委員と事務局で、また、午後から会長、部会長に立ち会っていただきました。現地は、_____というところで、_____の2kmから3kmぐらい東になりまして、周辺は住宅と農地と混住しているところ。詳細については事務局の説明どおりですので、何ら問題ないかと思われま

すのでよろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。4番から9番、お願いします。

田中委員 32番、田中です。

同じく13日、地元委員と事務局2名で現地を確認いたしました。4番につきましては、_____の中心部に_____がありまして、その北側のところで、もう既に家が建っております、住んでみえるということでございます。始末書も添付されておりますので、よろしくをお願いします。

それから、5番と6番ですが、_____線の_____というところの東側に当たるところです。内容については事務局説明どおりですので、よろしくお願ひしたいと思います。

6番につきましても、5番の現地の傍にあるところでございます、これにつきましても事務局説明どおりですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから7番の関係ですが、これにつきましては、_____線の_____の、北側といいますか、東のほうが現地になっております。内容については事務局説明どおりですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、8番につきましては、これも、その近くといいますか、名松線の_____駅の近くで、既に周辺は太陽光発電の工事がかなり進んでいるということで、この8番、9番についても、そういうところでございます。特に問題がないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 はい、ありがとうございます。10番、お願いします。

岸野委員 37番、岸野です。13日に、地元委員と事務局で現地確認を行いました。申請地は_____線の終点であります_____駅とそれに併設されております_____との道路を挟んで反対側にあります。申請地とその周辺の農地は耕作もされておられませんので、別に問題はございません。よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用借権）を議題とします。事務局、説明願ひます。

事務局 22ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用借権）でございます。

番号1、地区久居、借人 _____、貸人 _____、申請地 須ヶ瀬町須村 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積450㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と30年間の使用貸借契約を締結し、申請地を分家住宅用地及び物置用地とするものです。

なお、10月には宅地造成を開始されており、貸し人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明がありましたが、現地に立ち合っただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

稲葉委員 26番、稲葉です。
13日に委員と事務局で現地確認させてもらいまして、場所は _____ から _____ を渡って、すぐ西側にある集落です。事務局説明どおり問題ないと思われまますのでよろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方の意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

部長 それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

部長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局 23ページをお願いいたします。議案第5号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区高岡、願出者 _____、申請地一志町高野ハサマ _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積195㎡です。

これにつきましては、平成2年4月30日、国土地理院撮影の航空写真により申請地に建物が建築されていることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区八ッ山、願出者 _____、申請地白山町稲垣小谷 _____、

台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積244㎡です。

これにつきましても、平成2年4月30日、国土地理院撮影の航空写真により申請地に建物が建築されていることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上件数は2件、合計面積は439㎡、この内訳は、田が195㎡、畑が244㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明がありましたが、現地に立ち合ってくださいました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田中委員 32番、田中です。13日、地元委員と事務局で現地を確認しました。市道_____号線が_____から_____方面へ通っていますが、その_____寄りのほうのところでございます。内容については事務局説明どおりですので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。
2番、お願いします。

池田委員 35番、池田です。地元委員と事務局で現地確認をいたしました。場所的には、国道_____号から_____のほうに入っていきます。信号がありまして、その信号を左へ300mぐらい行ったところから、さらに左手に300mぐらい行ったところに_____がございます。現地は、_____の前でございます。道のすぐ傍ですし、問題は何もないと思いますのでよろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方の意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については証明することと決定したいと思います。

続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第6号 農地法経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をごらんください。

各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で85,036㎡、畑の賃貸借で5,235.26㎡、契約件数は33件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で238,080.91㎡、畑の賃貸借、使用貸借で10,553㎡、契約件数は153件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で269,345㎡、畑の賃貸借で2,126㎡、契約件数は93件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で4,663㎡、契約件数は3件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借で597,124.91㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で17,914.26㎡、合計契約件数は282件、合計面積は615,039.17㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、久居地区18件、一志地区56件、白山地区4件、美杉地区3件で合計81件、合計面積は258,733.91㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、皆さん方のご意見がありましたら。どうです。よろしいですか。

部会委員 <一同 はい>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については適正であると認め、市長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案は全て終了いたしました。ありがとうございます。

午後 2 時 4 6 分

上記は、第 1 1 回第 2 農地部会の議事を録したものである。

平成 2 7 年 1 1 月 1 9 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____